

議案第 118 号

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 自転車駐車場を新設等するとともに、新設等する自転車駐車場の使用料に消費税及び地方消費税を適切に転嫁するためである。

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 流山市自転車駐車場条例（平成20年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中

「

東深井自転車駐車場 流山市東深井203番地の1	4,800	2,400	9,600
----------------------------	-------	-------	-------

」

を削る。

別表第1 鱒ヶ崎駅自転車駐車場  
流山市鱒ヶ崎1440番地の1 の項の次に次のように加

える。

運河駅東口自転車駐車場 流山市東深井436番地の3	4,800	2,400	9,600
------------------------------	-------	-------	-------

第2条 流山市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

別表第1 運河駅東口自転車駐車場  
流山市東深井436番地の3 の項の次に次のように加え

る。

運河駅西口自転車駐車場 流山市東深井373番地の1	4,937	2,468	9,874
------------------------------	-------	-------	-------

別表第1 運河駅第1自転車駐車場  
流山市東深井373番地の2 の項を次のように改める。

運河堤防第2自転車駐車場 流山市東深井439番地	4,937	2,468	9,874
-----------------------------	-------	-------	-------

別表第1 運河駅第2自転車駐車場  
流山市東深井384番地の3 の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

の一部改正)

- 2 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年流山市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第19条中「別表第1」を「別表第1（運河駅第1自転車駐車場及び運河駅第2自転車駐車場に係る部分を除く。）」に改める。

（経過措置）

- 3 第1条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の流山市自転車駐車場条例（以下この項において「第1条による改正前の条例」という。）の規定に基づき東深井自転車駐車場について定期使用の許可を受けている者が、同条の規定による改正後の流山市自転車駐車場条例（以下この項において「第1条による改正後の条例」という。）に基づく運河駅東口自転車駐車場（以下「運河駅東口自転車駐車場」という。）を引き続き使用する場合は、第1条による改正後の条例第6条第1項の許可及び第1条による改正前の条例の規定により東深井自転車駐車場について使用料（指定管理者が管理する場合には利用料金）の納入があるときは、その限りにおいて、運河駅東口自転車駐車場について第1条による改正後の条例の規定に基づく使用料（指定管理者が管理する場合には利用料金）の納入があったものとみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、運河駅東口自転車駐車場の使用に関する手続については、市長が別に定める。
- 5 第2条の規定による改正後の流山市自転車駐車場条例別表第1の規定は、平成26年4月1日以後の駐車場の使用について適用し、同日前の駐車場の使用については、なお従前の例による。

議案第 119 号

指定管理者の指定等について

流山市自転車駐車場の新設等による管理の内容の変更に伴い、指定管理者の指定の期間(平成24年12月17日議決)を変更するとともに、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月6日提出

流山市長 井崎 義治

1 指定管理者の指定期間の変更

(1) 管理を行わせている公の施設の名称

流山市自転車駐車場

(2) 指定管理者

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 紅谷 幸夫

(3) 指定の期間

変更前 平成25年3月1日から平成28年3月31日まで

変更後 平成25年3月1日から流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成25年流山市条例第 号)第1条の規定の施行の日の前日まで

2 指定管理者の指定

(1) 管理を行わせる公の施設の名称

流山市自転車駐車場

(2) 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 紅谷 幸夫

(3) 指定の期間

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成25年流山

市条例第 号) 第 1 条の規定の施行の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日  
まで